

入間市インターンシップに関する覚書

入間市インターンシップによる学生の職場体験に関し、入間市(以下「甲」という。)と〇〇(学校名)(以下「乙」という。)とは、次のとおり覚書を締結する。

(実習生の受け入れ)

第1条 甲は乙のインターンシップの実施要領及び依頼に基づき、乙の学生(以下「実習生」という。)を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

(実習期間等)

第2条 各実習生の受入部署及び実習期間は、市の指定する部署及び期間とする。

(実習生の身分及び処遇)

第3条 甲は、実習生に甲の職員としての身分を与えないものとし、報酬等は支給しない。

(法令等の遵守)

第4条 乙は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 実習に当たっては、法令(入間市の条例、規則等を含む)に従い、かつ、甲の職員の監督及び指示、助言に従うこと。

(2) 実習に当たっては、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。

(3) 実習に当たり知り得た守秘事項を、実習期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らさないこと。

(個人情報の保護)

第5条 乙は実習生に対し、甲及び乙が定める個人情報保護に関する諸規定を遵守させ、実習中に知り得た個人情報等を、実習期間中はもとより実習期間終了後においても第三者に故意又は過失により開示、提供又は漏洩、自ら使用してはならない。

2 甲は、乙の実習生に関する個人情報について、実習中及び実習終了後も、実習指導以外の目的に使用しない。

(実習費用)

第6条 甲は、乙に対し、実習に要する費用を請求しない。

(事故責任等)

第7条 乙及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙及び実習生は、甲又は第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

(実習の中止)

第8条 実習生が甲の指示に従わない場合、実習生が疾病等のため、実習の継続が困難であると甲が判断した場合及び特別の事情により甲又は乙から実習中止の要請があった場合は、甲は実習生の実習を中止することができる。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

(1)第4条の規定に違反したとき。

(2)正当な理由なく、実習に参加しないとき。

3 前項の規定により乙又は実習生に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から実習期間終了の日までとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

所在地 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号
甲 受入先 入間市
代表者名 入間市長 杉島 理一郎 印

所在地
乙 学校名
代表者名 印